

一般社団法人マンション管理業協会 担当者
公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会 担当者
公益社団法人全日本不動産協会 担当者
一般社団法人不動産協会 担当者
一般社団法人不動産流通経営協会 担当者
一般社団法人全国住宅産業協会 担当者
一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会 担当者
公益財団法人日本賃貸住宅管理協会 担当者

殿

国土交通省不動産・建設経済局不動産業課

令和 8 年熊本地震による災害に伴う宅地建物取引業法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律、住宅宿泊事業法及び賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の特例措置について

令和 8 年熊本地震による被災地域の災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、宅地建物取引業者の免許等の有効期間の延長等について、下記のとおり措置（詳細は別紙参照）されたのでお知らせ致します。

なお、本措置に関して、別添のとおり、各地方整備局等あて通知をしたので参考までに送付致します。

記

1. 宅地建物取引業者の免許等の有効期間の延長について

特定被災地域内に主たる事務所等を有する者に係る以下の権利利益について、有効期間が令和 8 年 7 月 28 日以後に満了するものは、当該有効期間の満了日が一律に令和 9 年 1 月 27 日まで延長されることとなった。

- ・ 宅地建物取引業者の免許
- ・ 宅地建物取引士証の交付
- ・ マンション管理業者の登録
- ・ 管理業務主任者証の交付
- ・ 住宅宿泊管理業者の登録
- ・ 賃貸住宅管理業者の登録

2. 宅地建物取引業者、マンション管理業者、住宅宿泊管理業者及び賃貸住宅管理業者の変更の届出等の不履行の場合の免責等について

宅地建物取引業者等が令和 8 年熊本地震により、変更の届出等の履行期限までに義務の履行ができなかったと認められるときは、令和 8 年 11 月 27 日までに履行すれば、行政上及び刑事上の責任は問われないこととなる。